

人を対象とする医学系研究についての「情報公開文書」

研究課題名：入職3ヶ月時における新人看護職員 SAT 法得点の入職年度比較 - 早期離職と心理的背景の関連について

・はじめに

2010年4月から新人看護職員研修が努力義務となり、看護の質の向上とともに新人看護職員の早期離職防止が期待されています。全国の新卒看護職員の離職率は2010年度以降7%後半で推移しており、2016年度の新卒看護職員離職率は7.8%で、前年度比0.3ポイント増となっています。

当院でも新人教育専任師長やスタッフが配置され、集合研修などの新人看護職員の教育やメンタルサポートを行っていますが、2016年度入職の81名の新卒新人看護職員のうち1年未満の早期離職率は13.0%でした。離職時期の内訳は、入職3ヶ月未満18%、3ヶ月以上6ヶ月未満27%、6ヶ月以上12ヶ月未満55%でした。離職理由はメンタルの不調、保健師への転職や家庭の事情でした。一方、2017年度入職の66名のうち、2017年11月現在早期離職者は家庭の事情が理由の1名のみであり、入職年度により早期離職率に大きな差があります。

当院では新人看護職員に対して社会人として円滑な適応促進を目的にストレスマネジメントやアサーティブコミュニケーションの講義、メンタルサポートの一環として、全員を対象にメンタルフォロー面接や宗像が開発したStructured Association Technique(以下、SAT法。自己価値観尺度、自己抑制型行動特性、情緒的支援ネットワーク認知 家族、家族以外から、問題解決型行動特性、対人依存型行動特性尺度、不安傾向度、抑うつ尺度)を用いた心理チェックを定期的(入職3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)に行っています。更に研修参加や勤務状況から個別的な対応が必要な新人看護職員については当院の非常勤臨床心理士と連携を図り、メンタルフォローに役立てています。

新人看護職員の精神的負担に関する先行研究では、入職3ヶ月頃と12ヶ月頃に特に強い精神的負担を感じており、抑うつ度は入職直後から上昇し、入職3~4ヶ月はリアリティショックが最も顕著に表れる時期でもあることが明らかになっています。しかし、当院では定期的にSAT法を実施していましたが得点に現れている精神的負担と早期離職との関連について十分な検証が行われていませんでした。

そこで本研究は、当院の早期離職が入職後3ヶ月以降に増加するため、早期離職率が13.0%の2016年度と、早期離職者が1名の2017年度の2年間に実施した入職3ヶ月のSAT法の得点に注目し、早期離職との関連について明らかに

することを目的としました。これにより集団における早期離職者の傾向を把握し、今後の新人看護職員の早期離職防止支援に役立てたいと考えています。

・研究に用いる試料や情報の利用目的と利用方法（他機関に提供する場合にはその方法を含みます）について

2016・2017年度採用の新人看護職員に実施したSAT法において入職3ヶ月チェック時の数値結果情報を使用して、SAT法各項目の得点の特徴があるかを調べます。この結果を年度比較し、新人看護職員においてこれらのSAT法得点の特徴と早期離職との関連を調べます。

・研究の対象となられる方

群馬大学医学部附属病院看護部において入職後3ヶ月未満に退職したものを除いた、2016年入職の新人看護職員81名と2017年入職の新人看護職員66名の計147名を対象と致します。

対象となることを希望されない方は、相談窓口（連絡先）へご連絡ください。希望されなかった方の情報は、研究には使用しません。

ただし、対象となることを希望されないご連絡が2018年6月以降になった場合には、研究に使用される可能性があることをご了承ください。

・研究期間

研究を行う期間は医学部長承認日より2019年3月31日までです。

・研究に用いる試料・情報の項目

群馬大学医学部附属病院看護部で新人看護職員を対象に行った2016年と2017年の3ヶ月時SAT法の自己価値観尺度、自己抑制型行動特性、情緒的支援ネットワーク認知（家族、家族以外から）、問題解決型行動特性、対人依存型行動特性尺度、不安傾向度、抑うつ尺度の得点結果を使用します。

・予想される不利益(負担・リスク)及び利益

この研究は、既に存在する個人情報をもとに匿名化して使用するため研究対象となる新人看護職員に健康被害や利益・不利益が生じることはありませんが、研究成果は今後の新人看護職員の早期離職予防の一助となる可能性があると考えています。また、研究対象者への経済的負担は一切生じず、補償や謝礼もありません。

・個人情報の管理について

個人情報の漏洩を防ぐため、群馬大学医学部附属病院看護部においては、個人を特定できる情報を削除し、データのデジタル化、データファイルの暗号化などの厳格な対策を取り、第三者が個人情報を閲覧することができないようにしています。

また、本研究の実施過程及びその結果の公表（学会や論文等）の際には、新人看護職員を特定できる情報は含まれません。

・ 試料・情報の保管及び廃棄

この研究により得られた情報は匿名化し、電子媒体と紙媒体で群馬大学医学部附属病院看護部の施設可能な引き出しに研究責任者が保管します。研究を終えた情報は電子媒体よりデータを削除し、紙媒体はシュレッダー処理を行います。

・ 研究成果の帰属について

この研究により得られた結果が、特許権等の知的財産を生み出す可能性があります。その場合の特許権等は研究者もしくは所属する研究機関に帰属することになり、あなたにこの権利が生じることはありません。

・ 研究資金について

この研究にかかわる資金は群馬大学医学部附属病院看護部の運営費交付金で賄われます。

・ 利益相反に関する事項について

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないかと、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われたいのではないかと（企業に有利な結果しか公表されないのではないかと）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。この研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、この研究過程を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告などを行うことにより、この研究の利害関係について公正性を保ちます。

・ 「群馬大学 人を対象とする医学系研究倫理審査委員会」について

この研究を実施することの妥当性や方法については、多くの専門家によって十分検討されています。群馬大学では人を対象とする医学系研究倫理審査委員会を設置しており、この委員会において科学的、倫理的に問題ないかどうか

ついて審査し、承認を受けています。

(ホームページアドレス：<https://www.rinri.amed.go.jp/>)

・研究組織について

この研究は、群馬大学医学部附属病院看護部の教育担当が行っています。
担当する研究責任者、研究分担者は以下のとおりです。

研究責任者

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 副看護部長
氏名：高田幸子
連絡先：027-220-8751

研究分担者

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 看護師
氏名：西森秀果
連絡先：027-220-8754

研究分担者

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 看護師長
氏名：大谷忠広
連絡先：027-220-8754

研究分担者

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 看護師長
氏名：金井好子
連絡先：027-220-8754

研究分担者

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 看護師
氏名：杉田歩美
連絡先：027-220-8754

・研究対象者の権利に関して情報が欲しい場合あるいは健康被害が生じたときに連絡をとるべき相談窓口について

研究対象者がこの研究および研究対象者の権利に関してさらに情報が欲しい場合、または研究対象者に健康被害が発生した場合に、研究対象者が連絡をとる担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、ど

うぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

試料・情報を研究に用いることについて、対象者となることを希望されない方は、下記連絡先までご連絡下さい。研究対象者とならない場合でも不利益が生じることはありません。

【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】

担当：群馬大学医学部附属病院看護部 看護師（研究分担者）

氏名：西森秀果、大谷忠広

連絡先：〒371-8511

群馬県前橋市昭和町三丁目 39 番 15 号

Tel：027-220-8754

所属・職名：群馬大学医学部附属病院看護部 副看護部長（研究責任者）

氏名：高田幸子

連絡先：〒371-8511

群馬県前橋市昭和町三丁目 39 番 15 号

Tel：027-220-8751

上記の窓口では、次の事柄について受け付けています。

- (1) 研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびにその方法 其他の研究対象者の個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。
- (2) 研究対象者の個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）
- (3) 研究対象者の個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明
- (4) 研究対象者から提供された試料・情報の利用に関する通知
試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）
利用し、または提供する試料・情報の項目
利用する者の範囲
試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
研究対象者またはその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法